

取 扱 基 準

名 称	経営体育成支援事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	人・農地プランに位置づけられた中心経営体等の農業経営の改善・発展を目的とし、融資機関からの融資を活用して農業機械等を整備する場合に、融資残の自己負担部分について助成を行う。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業活用経営体数 3件 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	農業経営の改善・発展を目的とし、融資機関からの融資を活用して農業機械等を整備する場合の事業費
補助額及びその算定方法又は補助率	事業費の30%以内もしくは融資額のいずれか低い額（融資残額上限） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	[媒体] 整備した施設・機械
担当部署	農林水産部 農林政策課 生産政策係 電 話 : 025-226-1772 (直通) e-mail : nosei@city.niigata.lg.jp